

昭和四十四年政令第二百九号

漁業近代化資金助成法施行令

内閣は、漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項、第三条及び第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。（漁業者等）

第一条 漁業近代化資金助成法（以下「法」といふ。）第一条第十号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。

一 水産物の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、法第二条第一項第一号から第九号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半数を拠出してゐるもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）

二 水産物の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であつて、法第二条第一項第一号から第九号までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議を行使することができる事項の全部につき議決権を行使することができるでない株式会社については議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては業務を執行する社員の過半数を占めてゐるもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）

三 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあつては、その事業に常時従事する者の数が三百人以下であるものに限る。）であつて、法第二条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従つた規約を有しているもの（漁業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間）

第二条 法第三条第三項の政令で定める資金は、次の表の資金の種類を掲げるとおりとし、同項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応

資金の種類	償還期限	据置期間
一 総トン数が百三十トン二十年（漁船三年）（特別の理由がある場合における改造に必要として、農林水産大臣が、漁業資金であつて、農林水産大臣が、漁業資金以外の業の種類を指定してその漁業に於ては、漁業に従事する漁船につき百部分のみに係三十トンを超える総トン数をもつてを定めるときは、その総トン数は、十年）	五年	二年
二 漁船漁具保管修理施設、十五年（法第三条第二項に規定する施設）	五年	二年
三 漁船改良造成用機具、水同組合等に貸し付けられる	七年（漁業協二年）	二年
四 漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣が定める（漁業法（昭和二十四年法律第六十七号）第六十条第三項に規定する定置漁業に係るものに限る。）の取得に必要な資金	五年（定置網）	二年
五 ぶり、うなぎその他の成育期間が通常一年以上である水産動物であつて農林水産大臣が定めるもの種苗の購入又は育成に必要な資金（農林水産大臣が指定するものに限る。）	五年	二年
六 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて水産大臣が指定する期間	五年以上二十年以内	二年
七 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	五年以上十五年以内	二年

（漁業近代化資金の貸付限度額）

第三条 法第三条第三項第一号イの政令で定める者は、次に掲げる者であつて、農林水産大臣の定めるものとする。

一 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者のうち、総トン数二十トン以上百三十トン未満の漁船を使用して漁業を営む者

二 法第二条第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、養殖業を営む者

三 法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる者（前号に掲げる者を除く。）のうち、漁業（総トン数二十トン未満の漁船を使用するものに限る。）養殖業又は水産加工業のいずれか二以上を併せ営む者

第四条 法第二条第三項第一号ロの政令で定める額は、次に掲げるとおりとする。

一 法第二条第一項第一号に掲げる者のうち、漁船を使用して漁業を営む者及び養殖業を営む者であつて、農林水産大臣の定めるもの並びに同項第二号から第五号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、九千万円

二 法第二条第一項第一号に掲げる者で前号に掲げる者以外のものに貸し付ける場合にあつては、千八百万円

第五条 法第二条第三項第一号ニの政令で定める額は、次に掲げるとおりとする。

第六条 法第二条第三項第一号ニの政令で定める額は、次に掲げる団体であつて、農林水産大臣が定めるものに貸し付ける場合にあつては三億六千万円、その他の団体に貸し付ける場合にあつては九千万円とする。

第七条 農林中央金庫は、政府と法第三条第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣の定めるところにより、同条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金の貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならぬ。

(漁業信用基金協会への出資に係る政府の助成の限度)

第八条 法第五条の規定による補助金の額は、都道府県が同条に規定する条件で同条に規定する出資を行うのに要する経費(その額が農林水産大臣の定めるところにより算出される額を超える場合には、その超える部分の経費を除く。)の二分の一に相当する額とする。

附則 この政令は、法の施行の日(昭和四十四年八月一日)から施行する。

附則 (昭和四十八年四月二二日政令第七二号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年一月二二日政令第一四号)

- 1 この政令は、昭和四十九年二月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年五月一七日政令第一六六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十九年七月三一日政令第二八一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第四十八号)の施行の日(昭和四十九年八月一日)から施行する。

附則 (昭和四十九年十一月二五日政令第三七二号)

- 1 この政令は、昭和四十九年十二月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十二年五月二六日政令第一六二号)

- 1 この政令は、昭和五十二年六月一日から施行する。

- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十二年一〇月三三日政令第二九四号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十三年五月八日政令第一六一号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十三年七月五日政令第二八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年六月五日政令第一七〇号)

- 1 この政令は、昭和五十四年六月十二日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十四年九月四日政令第二四一号)

- 1 この政令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十五年四月七日政令第八七号)

- 1 この政令は、昭和五十五年四月十四日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十六年五月七日政令第一五七号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十九年二月三日政令第一〇九号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十九年二月三日政令第一〇九号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年五月二二日政令第一四五号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六一年三月二四日政令第二六号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六一年五月二日政令第一四五号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年二月二〇日政令第一九号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年四月一五日政令第一二四号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年四月一五日政令第一二四号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

- 第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年七月一日政令第二五一号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六三年一〇月二二日政令第三〇一号)

- 1 この政令は、昭和六十三年十月二十八日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成元年二月一日政令第一九号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率に關しては、なお従前の例による。

附則 (平成元年九月二七日政令第二八〇号) 抄

- 1 この政令は、平成元年十月四日から施行する。
- 6 (経過措置) この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則 (平成二年四月二〇日政令第一〇六号) 抄

- 1 この政令は、平成二年四月二十七日から施行する。
- 5 (経過措置) この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則 (平成二年六月一九日政令第一六九号)

- この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年九月七日政令第二五六号）抄

1 (施行期日)
(経過措置)
この政令は、平成二年九月十四日から施行する。

5 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成二年二月四日政令第三四四号）抄

1 (施行期日)
(経過措置)
この政令は、平成二年十二月十一日から施行する。

4 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成三年五月二四日政令第一八二号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第二号の政令で定める期限については、なお従前の例による。

附則（平成三年一月一九日政令第三四四号）抄

1 (施行期日)
(経過措置)
この政令は、公布の日から施行する。

5 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成三年二月二〇日政令第三七二号）抄

1 (施行期日)
(経過措置)
この政令は、公布の日から施行する。

4 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成四年三月一三日政令第三四号）抄

1 (施行期日)
(経過措置)
この政令は、公布の日から施行する。

5 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成四年四月三〇日政令第一五八号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第三号の政令で定める期間については、なお従前の例による。

附則（平成四年二月二日政令第三六八号）抄

1 (施行期日)
(経過措置)
この政令は、公布の日から施行する。

5 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成五年六月二日政令第一八三号）抄

1 (施行期日)
(経過措置)
この政令は、公布の日から施行する。

5 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成五年二月二七日政令第四〇八号）抄

1 (施行期日)
(経過措置)
この政令は、公布の日から施行する。

5 この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第四号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月三二日政令第一七〇号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年九月二七日政令第三一六号）抄
この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二〇日政令第五三三号）抄
この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三一日政令第九六号）抄
この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年四月二六日政令第一七九号）抄
この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成一九年三月二日政令第三九号）抄
この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二七年二月二日政令第四五号）抄
この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

1 (施行期日)
(経過措置)
この政令の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金助成法第二条第三項第二号（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める期限については、なお従前の例による。

附則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄
この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。